

被害の実態に即した性犯罪施策の課題（２）

— 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の対応状況 —

内田 亜也子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 参議院法務委員会で付された附帯決議の対応状況等
 - (1) 改正法の趣旨、成立に至る経緯、規定内容等の関係機関等への周知徹底
 - (2) 暴行・脅迫要件等に関する調査研究及びそれを踏まえた被害者の心理等の研修
 - (3) 性犯罪被害者のプライバシー等への配慮、二次被害の防止、適切な証拠保全
 - (4) 男性や性的マイノリティの性犯罪被害者への対応に関する研修
 - (5) 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっての被害者に対する配慮
 - (6) 性被害に関する実態把握及びワンストップ支援センターの整備推進
 - (7) 起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討
 - (8) 性犯罪被害児童に対する事情聴取等に関する配慮
 - (9) 性犯罪加害者に対する効果的な再犯防止対策の実施
3. おわりに

1. はじめに

平成29年6月に成立した「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）の国会審議では、性犯罪に関する施策の在り方に関して様々な指摘がなされ、衆議院で施行3年後の検討条項を附則第9条に追加する修正¹が行われるとともに、衆参両院の法務委員会で幅広い事項の附帯決議が付された。当該附帯決議は性犯罪

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和2年6月22日である。

¹ 「政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定を附則第9条に追加する修正が行われた。なお、改正法の施行日は平成29年7月13日である。

被害者の支援者等から高く評価され、その適切な履行が要望されていたところである²。

法務省は、平成30年4月、関係局部課の担当者を構成員とする「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」（以下「実態調査WG」という。）を設置し、改正法附則第9条に基づく検討に資するよう、性犯罪の実態に関する各種調査研究を行い、令和2年3月、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」（以下「WG報告書」という。）を公表した³。また、政府は、同年4月に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とし、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省が参画する「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を設置し⁴、関係府省が連携して取り組む政策・施策について検討を進め、同年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化方針」という。）を公表した⁵。

そこで本稿では、主にWG報告書と強化方針の内容を踏まえ、平成29年6月16日に参議院法務委員会で付された「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（以下「附帯決議」という。）の政府及び最高裁判所における対応状況と関連する主な課題を紹介する⁶。

2. 参議院法務委員会で付された附帯決議の対応状況等⁷

（1）改正法の趣旨、成立に至る経緯、規定内容等の関係機関等への周知徹底

附帯決議	一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
対応状況	<p>【法務省】</p> <p>1. 全国の検察庁に対し、改正法が成立に至った経緯、その趣旨及び規定内容等を踏まえた適切な運用を求める通達⁸を发出し、警察庁及び最高裁判所にも送付して周知した。</p> <p>2. 担当者が法律雑誌⁹で改正法の成立経緯、その趣旨及び規定内容等を紹介する措置を行ったほか、検察官等への各種研修や会同、性犯罪再犯防止指導担当職員や保護観察官等への各種研修など様々な機会を捉えて、関係機関にこれらを周知した。</p> <p>3. 1記載の通達の发出を受け、同法の趣旨及び内容等を周知するため、矯正施設等</p>

² 一般社団法人Spring「性暴力の実態に即した刑法（性犯罪）改正の見直し実現に向けた要望」（2019.12.19）、角田由紀子「厳罰化後もあいつぐ無罪判決 性犯罪防止にたちあがる主権者たち」『まなぶ』No.751（2019.6）58頁等

³ 第14回実態調査WG（令2.3.30）資料「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」（令2.3）〈<http://www.moj.go.jp/content/001318153.pdf>〉

⁴ 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（第1回）（令2.4.2）配布資料1

⁵ 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令2.6.11）〈http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf〉

⁶ 改正法の成立に至る経緯、概要及び改正法等の更なる見直しに関する主な論点の国会論議については、拙稿「被害の実態に即した性犯罪施策の課題（1）－平成29年刑法改正法に関する国会論議－」『立法と調査』No.424（令2.6.1）3頁以下を参照。

⁷ 以下、附帯決議の対応状況をまとめた表は、主に、関係省庁等へ直接照会して入手した資料より作成している。

⁸ 平成29年6月26日法務省刑制第121号法務省刑事局長依命通達「刑法の一部を改正する法律」の施行について」

⁹ 加藤俊治「性犯罪に対処するための刑法改正の概要」『法律のひろば』Vol.70 No.8（2017.8）52～63頁、今井将人「法令解説 性犯罪に対処するための刑法の一部改正 強姦罪を強制性交等罪に。あわせて監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設、性犯罪を非親告罪化等」『時の法令』No.2036（平29.10.30）4～26頁等

に対して通知¹⁰を発出した。

4. 日本司法支援センター（法テラス）に対し、改正法の趣旨・規定内容等を同センター職員等に周知し、改正法の趣旨等を踏まえた適切な犯罪被害者支援を行うよう依頼する通知¹¹を発出した（同センターにおいて、職員等に対し、同通知を踏まえた周知等を実施した）。

【最高裁判所】

各裁判所に対し、改正法及び附帯決議の内容に関する通知¹²を発出するなどして周知するとともに、改正法が成立に至る経緯やその趣旨、改正法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供して周知した。

【警察庁】

改正に至った経緯、改正の内容等を周知するため通達¹³を発出するとともに、各都道府県警察本部の性犯罪捜査指導官等を集めた全国会議を開催し、関係職員に対する改正内容の指導教養等の徹底等について指示した。引き続き警察職員に対して、研修等の機会を通じて改正法の趣旨、内容等を周知していく。

【内閣府】

1. 各都道府県・指定都市の関係部局宛に改正法の公布について事務連絡¹⁴を発出した。
2. 地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員や性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、ワンストップ支援センター等）の相談員を対象とする研修において、改正法について周知した。

（出所）法務省資料、最高裁判所資料、警察庁資料、内閣府資料等より作成

附帯決議項目一は、改正法の趣旨、成立に至る経緯及び規定内容等について関係機関等に周知徹底を求めるものであるが、政府等は、改正法の公布後直ちに通達等を発出して周知を図っている。その取組の効果を端的に表したものというわけではないが、改正法施行の平成29年以降、強制的性交等罪の認知件数及び検挙件数はやや増加傾向にある¹⁵。その理由として、改正法により強制的性交等罪の処罰対象が拡大したことや、改正法を機に被害者が性被害を届け出る機運が高まったことが一因であるとの見方がある¹⁶。また、支援団体への性被害の相談も増加しており¹⁷、その理由について、改正法等の動きにより性被害に対する社会の理解が徐々に深まり、被害者が自ら語るようになったとする意見がある¹⁸。

実態調査WGにおけるヒアリングにおいても、被害者支援に携わる専門家から「弁護士

¹⁰ 平成29年7月6日法務省矯成第1824号「「刑法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」

¹¹ 平成29年9月19日法務省司司第446号「「刑法の一部を改正する法律」の施行について」

¹² 平成29年6月23日最高裁刑三第1190号（訟ろー06）「刑法の一部を改正する法律の公布等について（通知）」

¹³ 平成29年6月23日警察庁丙刑企発第47号ほか「刑法の一部を改正する法律の公布について（通達）」、同26日警察庁丁捜一発第80号ほか「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について（通達）」

¹⁴ 平成29年6月26日内閣府男女共同参画局暴力対策推進室「「刑法の一部を改正する法律」の公布について」

¹⁵ 警察庁の統計によると、強制的性交等の罪に係る認知件数は、平成28年は989件、同29年は1,109件、同30年は1,307件、令和元（平成31）年は1,405件である。また、同罪に係る検挙件数は、平成28年は970件、同29年は1,027件、同30年は1,190件、令和元（平成31）年は1,311件である（WG報告書（令2.3）4頁）。

¹⁶ 『毎日新聞』夕刊（平30.7.19）

¹⁷ 公益社団法人全国被害者支援ネットワークによると、「性被害」の相談件数は2013年には5,542件であったが、改正法が施行された2017年度（2015年度から年度で計算）は1万4,897件、2018年度は1万7,689件と約3倍に増加している（『朝日新聞』（平29.9.20）、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク「2017年活動報告書」8頁、同「2018年活動報告書」5頁）。

¹⁸ 『朝日新聞』（平29.9.20）（特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター楠本節子顧問意見）

は、口腔性交が今までの強姦（陸性交）と同じ量刑なのはおかしいと主張していたが、検察官が、法律上、同じ法定刑とされていることをきちんと主張してくれた」、（強姦罪（強制性交等罪）の法定刑の下限引上げにより）「改正前であれば執行猶予がついていたと思われる事件について、執行猶予がつかなくなった（実刑になるようになった）と感じる」、（非親告罪化により）「加害者側との示談交渉のときに、損害賠償を受ける代わりに被害届を取り下げを求められることが少なくなって、被害者にとって心理的負担が減った」といった、改正法施行後の実務の変化を指摘する意見が出ている¹⁹。

一方で、平成31年3月に性犯罪事件の無罪判決が相次いだ²⁰ことを受け、裁判例に依然として「強姦神話」²¹の考え方が影響を与えているとの意見やその検証を求める意見、改正法の趣旨に則った性犯罪規定をいかに運用していくかを今後の課題とする指摘も出ている²²。

（2）暴行・脅迫要件等に関する調査研究及びそれを踏まえた被害者の心理等の研修

附帯決議	二 刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
対応状況	<p>【法務省】</p> <p>1. 性犯罪事犯の捜査・公判の十分な経験を有する検察官を研究員とし、精神科医等専門家から性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見につき指導を受けるなどして、捜査・公判において検察官が当該知見を活用するための具体的手法等について調査研究を行った（平成30年）。</p> <p>2. 検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する講義を実施するなどし、今後も、同様の講義等を実施する予定である。</p> <p>-----</p> <p>【最高裁判所】（今後も研修等を実施予定）</p> <p>1. 裁判官を対象とした司法研修所の研究会において、性犯罪被害者やその支援に長年携わっている臨床心理士等を講師として、被害時の被害者の心理状態やその後の精神状態等に関する講演を行うなどして、性犯罪に直面した被害者の心理等につい</p>

¹⁹ WG報告書（令2.3）25～26頁

²⁰ 福岡地裁久留米支部平成31年3月12日判決（二審（福岡高裁令和2年2月5日）は懲役4年の実刑判決）、静岡地裁浜松支部平成31年3月19日判決（無罪確定）、名古屋地裁岡崎支部平成31年3月26日判決（二審（名古屋高裁令和2年3月12日）は懲役10年の実刑判決）、静岡地裁平成31年3月28日判決（検察側控訴）

²¹ 強姦神話とは、性犯罪の加害者や被害者、性的暴行に対して持たれる、偏向していて典型的な、間違った信念のこと。「被害者が抵抗しなかったことはおかしい」、「あんな所に行くから被害に遭う」、「被害に遭うのは女性にも落ち度があるからだ」等といった例がある（宮田桂子「性犯罪法改正に関する備忘録－改正の議論に参加して」『駒澤法曹』第16号（2020.3）207頁）。

²² 元井貴子「女性に対する性犯罪に関する考察」『桜の聖母短期大学紀要』第44号（2020.3）66、70～71頁、前田雅英「刑法178条2項の「心理的抗拒不能」の意義」『WLJ判例コラム臨時号』第166号（2019.5.9）5頁。他方で、改正法で性犯罪規定が厳罰化したことにより、裁判所は従来にも増して強姦の事実認定に慎重になる可能性が少なくなく、平成31年3月の一連の無罪判決は、改正法の影響がその背景にあると見ることもできる旨の意見もある（法務省性犯罪に関する刑事法検討会「各委員から提出された自己紹介及び意見」（令2.5）6頁（弁護士金杉美和委員意見））。

て理解を深める研修²³を実施するとともに、性犯罪被害者の心理等を理解するために有益と思われる近時の資料を取りまとめた執務資料を各裁判所に提供した。

2. 各高等裁判所において、犯罪被害者の心情等について理解を深めることなどを目的とした研究会²⁴を開催し、その中で、臨床心理士や性犯罪被害者等を講師とする講演を行った。

【警察庁】

1. 警察庁では、心理学的知見を踏まえた性犯罪被害者心理に関する調査研究を実施し、結果の整理・分析を行っているところである。

2. 警察大学校等において、精神科医等の部外の専門家等による性犯罪被害者の心理に関する講義を行った。引き続き、各種研修等において、部外の専門家等による講義を行っていく。

(出所) 法務省資料、最高裁判所資料、警察庁資料より作成

附帯決議項目二は、国会審議において、強姦性交等罪等の暴行・脅迫要件や準強姦性交等罪の心神喪失・抗拒不能要件の認定に関し、被害者と相手方との関係性や被害者の心理を適切に踏まえていない事例があるとの指摘があったこと²⁵等を踏まえて付されたものである。

これを受けて法務省は、被害者の心理等につき、心理学的・精神医学的知見を収集するとともに、暴行・脅迫、心理的抗拒不能又は被害者の同意が争点となった有罪・無罪の事例等を収集し、前述の知見を踏まえた分析等を内容とする研究を行っており、本研究内容は、既に、捜査・公判の豊富な経験を有する検察官に対する研修において講義を実施し、今後、検察官等に対して広く周知し、捜査・公判等の実務に活用させる予定としている²⁶。

また実態調査WGでは、平成30年度に第一審判決が言い渡された強姦性交等罪等の性犯罪事件の分析を行っている²⁷。

²³ 最高裁判所資料によると、主な研修として、平成29年10月には、裁判官43人に、性犯罪被害者の心理と刑事裁判に関する講演等（講師：臨床心理士、大学教授等）、同30年10月には、裁判官40人に、被害者支援に携わる弁護士から見た刑法改正に関する講演等（講師：弁護士等）、同31年2月には、裁判官36人に、子供の供述の特性と司法面接に関する講演等（講師：大学教授等）、令和元年10月には、裁判官57人に、性犯罪被害者が置かれた状況や性犯罪に直面している際の被害者の心理に関する講演等（講師：性犯罪被害者、臨床心理士等）を行った（研修対象の裁判官は、裁判官経験年数5年以上の刑事事件担当裁判官）。

²⁴ 最高裁判所資料によると、これまでに開催された性犯罪・性犯罪被害者に関する研究会の開催庁と参加した裁判官の人数は、仙台高等裁判所（平30.1.31（16名）、令2.1.22（18名））、札幌高等裁判所（平30.2.7（17名））、広島高等裁判所（平31.1.11（18名））、名古屋高等裁判所（平31.1.30（20名）、令2.1.10（22名））、福岡高等裁判所（平31.2.4（22名）、令2.1.20（24名））、東京高等裁判所（平31.2.21（53名））、高松高等裁判所（平31.2.22（13名）、令2.2.19（12名））、大阪高等裁判所（令2.2.12（54名））である。

²⁵ 第193回国会衆議院本会議録第31号5頁（平29.6.2）、同国会参議院法務委員会会議録第20号7頁（平29.6.16）

²⁶ WG報告書（令2.3）10～11頁。詳細はWG報告書別紙8「平成30年度法務研究「性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査・公判におけるその活用について」（概要）」〈<http://www.moj.go.jp/content/001318162.pdf>〉を参照。

²⁷ 詳細はWG報告書別紙10「性犯罪に係る裁判例調査」〈<http://www.moj.go.jp/content/001318164.pdf>〉参照。その中で、例えば強姦性交等罪の無罪判決4件のうち①暴行の事実が認められないとされたもの（一審確定）については、他の証拠との整合性から被害者の供述の信用性に疑問があるとされ、②被告人の暴行の認識が認められないとされたもの（一審確定）については、被害者の供述が一部を除き信用できるとした上で、被告人が、自己の行為が被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行であることを認識していたとは認められないとされ、③性交等が未遂に終わった事案で、強制わいせつ罪の限度で有罪とされたもの（一審確定）については、被害者の供述が信用できるとした上で、その供述から認められる事実を前提としても、被告人に性交に及ぶ意図があったとは認められないとされている（同別紙10、2～3頁）。

実態調査WGのヒアリングでは、裁判等における事実認定に関し「性犯罪の被害に遭った場合の被害者の態度についての調査では、外形上明確な行動（殴る、蹴る、騒ぐなど）をとる人より、消極的な抵抗行動（泣く、避ける、懇願する、説得する）をとる人の方が多く、また、積極的な行動を何もとらない人も一定程度いる。しかし、消極的な抵抗が、抵抗として認識されていなかったり、全く無動であるのに抗拒不能と認定されなかったりすることが問題である」、「最近の研究で、「T I（トニック・イモビリティ、擬死反応）」という、避けることのできない危険に対する意思とは無関係の反応がある。研究途上であり、また、被害者全員に起こることではないが、性犯罪被害者にT Iが起きていると考えると説明がつく場合があるように思われる。恐怖や驚愕に対する反応、感情の麻痺、自責感、長期にわたる虐待の影響など、被害者に生じる様々な症状や心理状態を理解する必要がある」といった意見が出ている²⁸。

法務省における判例の分析調査では、「被害者が同意していなかったことを認定しつつ、抗拒を著しく困難にする程度の暴行を加えたといえない」として無罪とされた事例があり、これらを引き合いに出して、暴行・脅迫要件の撤廃等の法改正を求める意見が出ている²⁹。一方で、当該分析調査の結果に対し、「利益原則（疑わしきは被告人の利益に）が大原則とされる刑事の事実認定において、女性の被害者心理の無理解等の「ジェンダーバイアス」がどの程度働いているかはただちに明らかでなく、なお立ち入った検討を要する」との意見も出ている³⁰。

性犯罪に直面した被害者の心理等の研修に関しては、平成31年に性犯罪事件の無罪判決が相次いだこと等を受け、特に裁判官に対して更なる充実を求める意見が多く出ている³¹。また、後述（3）、（5）にも記載するとおり、警察による性犯罪の被害届の不受理や検察の不起訴処分が多いとの批判がされているが、その背景として、無罪判決や暴行・脅迫要件などの壁に阻まれて警察や検察が及び腰になっているとの意見がある³²。

なお、強化方針では、刑事司法に関わる検察官等について、各種研修において、被害時に体が動かなくなる「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者の心理

²⁸ WG報告書(令2.3) 57頁

²⁹ 男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会（第105回）」(令2.3.30)「委員提出意見」<<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo105-5.pdf>>、弁護士可児康則委員意見

³⁰ 男女共同参画会議・前掲脚注29、中央大学大学院法務研究科教授井田良委員意見。同委員は、自身の論文の中で、「暴行・脅迫要件に対する批判の中には、この要件に係る証拠評価に偏見（ジェンダーバイアス）があり、不適切に運用されている結果として、不当な処罰の空隙部分が生じているとするものがあるが、それがどれだけ実証性ある批判であるかどうかについてはなお疑義があるほか、法改正により、暴行・脅迫要件が除かれ、例えば「不同意性」の要件により、犯罪の成否が決められるようになったとしても、その証拠の認定にあたり用いられる経験則が科学的に根拠が乏しいものなのであれば、事態はまったく改善されないことになろう。それは、裁判官（等の実務法曹）において、研修等を通じて、先入見と素朴な常識を捨てて科学的な知見に学ぶことにより克服されるべき問題というべきである」旨述べている（井田良「性犯罪処罰規定における暴行・脅迫要件をめぐって」『法曹時報』第72巻第2号（令2.2）23～24頁）。

³¹ 『毎日新聞』(令2.3.13)（大阪大学島岡まな教授意見）、男女共同参画会議・前掲脚注29、特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事阿部裕子委員意見、法務省性犯罪に関する刑事法検討会・前掲脚注22、10頁（弁護士上谷さくら委員意見）等

³² 小川たまか「性犯罪4つの無罪判決が浮き彫りにした問題点」『創』第49巻第6号（2019.7）80、85頁

や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施すると明記された³³。

(3) 性犯罪被害者のプライバシー等への配慮、二次被害の防止、適切な証拠保全

附帯決議	三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
対応状況	<p>【法務省】</p> <p>1. 全国の検察庁に対し、本附帯決議を紹介するとともに、事件の処分に当たって被害者の意思を丁寧に確認するなど被害者の心情に適切に配慮する必要があることなどに留意して適切な運用を求める通達³⁴を發出して周知した。また、担当者が捜査・公判関係者向けの法律雑誌³⁵で改正法の規定内容等のほか、被害者の心情に配慮することや適切な証拠保全などを求める本附帯決議を紹介する措置を行った。</p> <p>2. 検察官等に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、被害者の権利利益に配慮し、二次被害を防止することを内容とする被害者対応に関する講義や、性的マイノリティ等の人権問題に関する講義を実施した。</p> <p>3. 前述（1）【法務省】4に同じ</p> <p>【最高裁判所】（今後も同様の研修等を実施する予定）</p> <p>1. 各裁判所に対して、本附帯決議の内容を改めて紹介するとともに、刑事事件の公判における性犯罪被害者への対応について、その置かれた立場、心情、プライバシー等を考慮した適切な対応を求める事務連絡³⁶を發出した。</p> <p>2. 前述（2）【最高裁判所】2のとおり、各高等裁判所において研究会を開催し、その中で、性犯罪被害者やその支援者等を講師とする講演を行った。</p> <p>【警察庁】</p> <p>1. 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査が推進されるよう、被害者のプライバシー等に対する配慮、被害の届出等の適切な対応等を内容とする通達³⁷を發出するとともに、性犯罪捜査指導官等を対象とした全国会議等において、関係職員に対する指導の徹底等について指示した。引き続き、警察職員に対して、研修の機会を通じて性犯罪被害者への適切な対応等を指導していく。</p> <p>2. 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、被害者の精神的負担を緩和するため、女性警察官の配置等を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等への女性警察官等の指定を推進する。</p> <p>3. 各都道府県警察において性犯罪捜査における適切な証拠保全に努めるよう通達³⁸を發出するとともに、被害者の身体等から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材の警察署への整備を充実させる。また、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者の身体等から医療機関において証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進するとともに、証拠採取や女</p>

³³ 強化方針3頁

³⁴ 平成29年6月26日法務省刑制第121号法務省刑事局長依命通達「「刑法の一部を改正する法律」の施行について」

³⁵ 松田哲也ほか「刑法の一部を改正する法律について」『法曹時報』第69巻第11号（平29.11）211～309頁、加藤俊治「性犯罪に対処するための「刑法の一部を改正する法律」の概要」『刑事法ジャーナル』Vol.53（2017）73～87頁等

³⁶ 平成29年7月10日（訟ろー15ーA）「刑法の一部を改正する法律の留意点等について（事務連絡）」

³⁷ 平成29年7月5日警察庁丁捜一発第81号ほか「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について（通達）」、令和2年1月9日警察庁丁捜一発第1号ほか「被害者の心情に配慮した適切な実況見分等の実施について（通達）」

³⁸ 令和元年7月31日警察庁丁捜一発第49号「性犯罪捜査における適切な証拠保全について（通達）」

性医師による診断等を行うため、産婦人科医師会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めている。

【内閣府】

前述（１）【内閣府】２に同じ。

（出所）法務省資料、最高裁判所資料、警察庁資料、内閣府資料、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会（第102回）（令元. 9. 25）参考資料「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和２年度予算概算要求等について（総括表）（暴力部分抜粋）２頁等より作成

附帯決議項目三は、性犯罪が、その性質上、被害者に対する二次被害が起きやすく、被害者が性被害を申告しにくい状況にあることを踏まえた被害者への配慮や、性被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図るための取組を関係機関に求めるものである。政府は、後述の附帯決議項目六に基づき被害申告等に関する各種調査を行っているが、その結果からも、被害者が性被害を申告しにくい状況にあることが分かる（図表１参照）。

図表１ 被害申告等に関する主な調査の状況（概要）

○第５回犯罪被害実態（暗数）調査〈法務省〉

調査項目	人数（割合）
過去５年間に性的な被害に遭ったことがある	35人（1.0％）〔女性30人（1.7％）、男性５人（0.3％）〕
捜査機関に被害を届け出なかった	28人（80％）
捜査機関に被害を届け出した	５人（14.3％）
捜査機関への届出につき無回答	２人

捜査機関に被害を届け出なかった理由（複数回答可）のうち主なもの	人数
それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	10人
どうしたらよいのか分からなかった（被害の届出方法が分からなかった）	８人
自分で解決した（加害者を知っていた）	４人
被害に遭ったことを知られたいくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	４人
捜査機関は何もできない（証拠がない）	４人

※平成31年１月26日～２月末に実施。全国16歳以上の男女6,000人のうち3,500人（女性1,812人、男性1,688人）より回答

○男女間における暴力に関する調査（平成29年度）〈内閣府〉

調査項目	割合〔男女別〕
過去に無理やり性交等されたことがある	4.9％〔女性7.8％、男性1.5％〕
どこ（だれ）にも相談しなかった	56.1％〔女性58.9％、男性39.1％〕
警察に連絡・相談した	3.7％〔女性2.8％、男性8.7％〕

被害についてどこ（だれ）にも相談しなかった理由（複数回答可）のうち主なもの	割合
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	52.2％
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていたから	28.3％
そのことについて思い出したくなかったから	22.8％
相談するほどのことではないと思ったから	20.7％
どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	19.6％
相談してもむだだと思ったから	19.6％

※平成29年12月に実施。全国20歳以上の男女5,000人のうち3,376人（女性1,807人、男性1,569人）より回答

（出所）法務総合研究所研究部報告61「第５回犯罪被害実態（暗数）調査－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－」（令2.3）、内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（平30.3）より作成

実態調査WGのヒアリングでは、「警察や支援機関、地域社会の性被害に関する無理解や二次被害が被害者による性被害の相談への障害となっている」、「二次被害防止のため、被害者に関わることのある、警察、検察、裁判所、支援団体、自治体などの職員に対する被害者心理等についての研修を充実させるべきである」等の意見が出ている³⁹。

³⁹ WG報告書（令2.3）83、86頁

また、警察に行っても被害届を受理してもらえなかったとの被害者等の声が多く出ている⁴⁰一方で、警察庁捜査第一課資料には「被害の届出がなされた場合には、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて即時受理」とあることから、このようなすれ違いが生じないようにするための立ち入った検討が必要との意見や⁴¹、警察は、刑法の構成要件如何に関わらず、まずは确实・迅速に被害届を受理し、二次被害を与えない事情聴取と捜査・証拠保全を開始すべきとの意見がある⁴²。さらに、「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」に取り組む警察が14都道府県にとどまっていること等から、DNA及び薬物等証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底を求める意見も出ている⁴³。

これらの指摘等を踏まえ、強化方針では、「被害申告・相談をしやすい環境の整備」と題して、(明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除く)被害届の即時受理の更なる徹底や、被害届受理時の説明により被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないような指導、捜査段階における二次被害の防止(女性警察官の配置の促進と性犯罪指定捜査員の指定、警察官等を対象とした研修の充実等)が明記された⁴⁴。

(4) 男性や性的マイノリティの性犯罪被害者への対応に関する研修

附帯決議	四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
対応状況	<p>【法務省】 前述(3)【法務省】1及び2に加え、更生保護官署において、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等に対応する被害者担当官及び被害者担当保護司に対して、保管する被害者等を含む個人情報を適切に管理するよう通知⁴⁵を発出して周知した。今後、研修等の機会を通じて附帯決議の趣旨を周知する予定。</p> <p>【最高裁判所】 裁判官を対象とした司法研修所の研究会において、男性の性被害の実態や性的少数者に対する偏見の問題について、性犯罪の被害者の支援に長年携わっている臨床心理士、性的少数者の団体の代表者等を講師として、各種講演を実施している。今後も、研修等を通じて、この問題についての適切な理解に努めていく予定である。</p> <p>【警察庁】 前述(3)【警察庁】1に同じ。また、警察大学校等において、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、男性被害者や性的マイノリティへの理解促進等を目的とした講義を実施した(令和元年)。引き続き、警察職員に対して、研修等の機会を通じて性犯罪被害者への適切な対応等を指導していく。</p> <p>【内閣府】 3年に1度実施している「男女間における暴力に関する調査」において、無理や</p>

⁴⁰ 一般社団法人Spring「性暴力の根絶と性暴力被害者支援の運用拡充実現に向けた要望」(2020.3.23)7頁、『朝日新聞』(平31.2.4)(特定非営利活動法人性暴力救援センター東京平川和子理事長意見)

⁴¹ 男女共同参画会議・前掲脚注29、中央大学大学院法務研究科教授井田良委員意見

⁴² 男女共同参画会議・前掲脚注29、医療法人社団藤聖会女性クリニックWe!TOYAMA代表種部恭子委員意見

⁴³ 一般社団法人Spring・前掲脚注40、6～7頁

⁴⁴ 強化方針4頁

⁴⁵ 平成29年12月28日法務省保総第318号「性犯罪・性暴力被害者の個人情報管理について(通知)」

りに性交等をされた経験等について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、改正法の趣旨も踏まえ、調査対象を女性のみから性別を問わない（男性も含む）よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。

（出所）法務省資料、最高裁判所資料、警察庁資料、内閣府資料より作成

附帯決議項目四は、改正法により、強姦罪が、行為者及び被害者の性別を問わず、性交のほかにも肛門性交、口腔性交も処罰対象とする強制性交等罪に改められたことなどを踏まえて付されたものである。

初めて男性も調査対象となった内閣府の「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」では、相手の性別を問わず、無理やり性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）されたことがあるかについて、被害経験のある男性は1.5%、女性は7.8%、その加害者の性別は「同性」3.7%、「異性」89.0%であり、その性被害を誰かに相談したかについて、「相談した」は男性43.5%、女性38.3%との結果が出ている⁴⁶。

改正法の効果により、男性や性的マイノリティの性被害相談件数が増えてきたとされる一方で、各地の相談窓口はそのような人々の性被害に対応するところが少なく、またそのような人々の性犯罪被害者に対する社会の無知や偏見は女性被害者の場合より一段と強いいため、相談・支援体制の構築が急務であるとの指摘がされている⁴⁷。実態調査WGのヒアリングでも、「被害に遭った男性やLGBTQ⁴⁸の方への支援を行う場合に、病院や学校を含めた周囲の意識や理解を求めることに難しさを感じることもある。また、男性やLGBTQの方の被害が顕在化してきたことから、ワンストップ支援センターの提携先の医療機関として、今後は、外科や泌尿器科等様々な診療科と連携することができる総合病院を確保する必要がある」等の意見が出ている⁴⁹。

また、男性や性的マイノリティに対する性被害の幅広い実態調査を求める意見もある⁵⁰。

これらの指摘等を踏まえ、強化方針では、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、令和3年度から速やかにワンストップ支援センターにおける支援実態等に関する調査研究等を行うとともに、研修を実施すると明記された。また、病院にワンストップ支援センターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携を含め、関係強化を図ることも明記された⁵¹。

⁴⁶ 図表1及び内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（平30.3）68、71、76頁

⁴⁷ 『東京新聞』夕刊（令2.3.18）（望月晶子弁護士意見）、日高庸晴「社会調査が示すLGBTsにおけるDVと性暴力被害の現状」『地域保健』第50巻第5号（2019.9）31頁、男女共同参画会議・前掲脚注29、武蔵野大学人間科学部長・教授小西聖子委員意見等

⁴⁸ LGBTQは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア・クエスチョニングの頭文字をとって作られた性的少数者の人たちの総称。クィア（Queer）は「風変わりな」等の意味を表すが、最近では性的少数者全体を表す肯定的な言葉としても使われる。クエスチョニング（Questioning）は、自分のジェンダーや性同一性、性的指向を探している状態の人たちのことを指す（『産経新聞』（令2.2.26））。

⁴⁹ WG報告書（令2.3）85頁

⁵⁰ 一般社団法人Spring・前掲脚注40、4頁、日高庸晴・前掲脚注47、31頁、岡田実穂「あらゆる性暴力被害者を絶望させないために 性別・性的指向を超えた支援へ」『世界』No.903（2018.1）181頁

⁵¹ 強化方針6～7頁

(5) 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっての被害者に対する配慮

附帯決議	五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
対応状況	【法務省】 前述(3)【法務省】1及び2に同じ。

(出所) 法務省資料より作成

附帯決議項目五は、国会審議において、不起訴処分の際に十分な説明を受けておらず納得できないとの被害者等の意見があることや、嫌疑不十分⁵²による不起訴が増大していることへの懸念が指摘されたこと等⁵³を踏まえて付されたものである。

実態調査WGは、嫌疑不十分として不起訴処分がなされた性犯罪事件の分析を行っている⁵⁴ (図表2参照)。

図表2 性犯罪に係る不起訴事件調査(概要)

不起訴事件調査																																																												
<p>平成30年度に不起訴処分(嫌疑不十分)とされた性犯罪事件548件を分析</p> <table border="1"> <tr> <td>強制性交等</td> <td>380件</td> <td rowspan="5"> ※ 児童福祉法違反は、行為者が児童と性交等をした事案に限る。 ※ 青少年保護育成条例違反は、行為者が青少年と性交等をした事案に限る。 </td> </tr> <tr> <td>準強制性交等</td> <td>85件</td> </tr> <tr> <td>監護者性交等</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法違反</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>青少年保護育成条例違反</td> <td>59件</td> </tr> </table> <p>〈強制性交等(177条前段：暴行・脅迫を用いて性交等)361件につき、嫌疑不十分と判断した理由(主なもの/複数該当あり)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>件数</th> <th>*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(a)</td> <td>180件</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない(b)</td> <td>152件</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>暴行・脅迫があったと認めるに足る証拠がない(c)</td> <td>137件</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足る証拠がない(d)</td> <td>54件</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>性交等が行われたと認めるに足る証拠がない</td> <td>49件</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。 ※ 暴行・脅迫(c)が理由とされた137件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた115件を除く22件中、19件については、併せて、被害者の同意(a)又は被疑者の同意誤信(b)が嫌疑不十分の理由とされていた。 ※ 暴行・脅迫の程度(d)が理由とされた54件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた28件を除く26件中、23件については、併せて、被害者の同意(a)又は被疑者の同意誤信(b)が嫌疑不十分の理由とされていた。</p>	強制性交等	380件	※ 児童福祉法違反は、行為者が児童と性交等をした事案に限る。 ※ 青少年保護育成条例違反は、行為者が青少年と性交等をした事案に限る。	準強制性交等	85件	監護者性交等	11件	児童福祉法違反	13件	青少年保護育成条例違反	59件	理由	件数	*	被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(a)	180件	161	被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない(b)	152件	94	暴行・脅迫があったと認めるに足る証拠がない(c)	137件	115	暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足る証拠がない(d)	54件	28	性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	49件	45	<p>〈強制性交等(177条後段：13歳未満の者に対して性交等)19件につき、嫌疑不十分と判断した理由(主なもの/複数該当あり)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>件数</th> <th>*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性交等が行われたと認めるに足る証拠がない</td> <td>12件</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足る証拠がない</td> <td>7件</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>被疑者が、被害者の年齢(13歳未満であること)を認識していたと認めるに足る証拠がない</td> <td>5件</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>被疑者が不明である</td> <td>3件</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。</p> <p>〈準強制性交等85件につき、嫌疑不十分と判断した理由(主なもの/複数該当あり)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>件数</th> <th>*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害者が心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足る証拠がない(a)</td> <td>48件</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(b)</td> <td>32件</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥することができない(c)</td> <td>31件</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>性交等が行われたと認めるに足る証拠がない</td> <td>21件</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「*」は、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数。 ※ 心神喪失・抗拒不能(a)が理由とされた48件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた35件を除く13件中、6件については、被害者の同意(b)又は被疑者の同意誤信又は心神喪失・抗拒不能状態を認識していなかった可能性(c)が嫌疑不十分の理由とされていた。</p>	理由	件数	*	性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	12件	11	犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足る証拠がない	7件	7	被疑者が、被害者の年齢(13歳未満であること)を認識していたと認めるに足る証拠がない	5件	3	被疑者が不明である	3件	3	理由	件数	*	被害者が心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足る証拠がない(a)	48件	35	被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(b)	32件	25	被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥することができない(c)	31件	22	性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	21件	19
強制性交等	380件	※ 児童福祉法違反は、行為者が児童と性交等をした事案に限る。 ※ 青少年保護育成条例違反は、行為者が青少年と性交等をした事案に限る。																																																										
準強制性交等	85件																																																											
監護者性交等	11件																																																											
児童福祉法違反	13件																																																											
青少年保護育成条例違反	59件																																																											
理由	件数	*																																																										
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(a)	180件	161																																																										
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない(b)	152件	94																																																										
暴行・脅迫があったと認めるに足る証拠がない(c)	137件	115																																																										
暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足る証拠がない(d)	54件	28																																																										
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	49件	45																																																										
理由	件数	*																																																										
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	12件	11																																																										
犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足る証拠がない	7件	7																																																										
被疑者が、被害者の年齢(13歳未満であること)を認識していたと認めるに足る証拠がない	5件	3																																																										
被疑者が不明である	3件	3																																																										
理由	件数	*																																																										
被害者が心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足る証拠がない(a)	48件	35																																																										
被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(b)	32件	25																																																										
被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥することができない(c)	31件	22																																																										
性交等が行われたと認めるに足る証拠がない	21件	19																																																										

(出所) WG報告書概要：各種調査研究及びヒアリング指摘事項<<http://www.moj.go.jp/content/001318152.pdf>>4頁

図表2の不起訴処分に係る罪名が刑法第177条前段の強制性交等罪である361件のうち、

⁵² 「嫌疑不十分」とは、被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なき(被疑者がその行為者であること又はその行為が犯罪に当たることにつき、これを認定すべき証拠が不十分な場合)にする処分をいう。

⁵³ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号6、29、35頁(平29.6.7)、同国会参議院法務委員会議録第19号16~17頁(平29.6.15)。なお、強制性交等の罪に係る近年の起訴率を見ると、平成27年が35.3%、同28年が36.1%、同29年が32.7%、同30年が39.3%であり、令和元(平成31)年における強制性交等の罪と強制わいせつの罪による処理数を合算した起訴率は33.6%となっている(WG報告書(令2.3)4頁)。

⁵⁴ 詳細はWG報告書別紙11「性犯罪に係る不起訴事件調査」<<http://www.moj.go.jp/content/001318165.pdf>>を参照。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされるものが259件⁵⁵と多くを占めている。これに関し、性犯罪は、構成要件に関する客観的証拠が乏しく、被害者供述のみによって構成要件や性交等の行為を裏付けなければならない場合が多いため、検察官の立証責任、疑わしきは被告人の利益にといた刑事裁判の大原則を前提とすれば、被害者供述に対して非常に慎重で詳細な検討がされることはやむを得ないとの意見がある⁵⁶。

いずれにせよ、依然として、不起訴の際に検察官の被害者に対する説明があからさまに不十分なことがあり、引き続きその点に関する検察官への研修が必要との意見が出ている⁵⁷。

図表2の「強制性交等（177条前段）361件につき嫌疑不十分と判断した理由」において、（b）（被疑者の同意誤信の可能性を排斥できず）が挙げられたのは152件であり、その中で、被害者供述の信用性に疑問が残るとされなかったものは58件であった。同様に、「準強制性交等85件につき嫌疑不十分と判断した理由」において、（c）（被疑者の同意誤信の可能性、又は、被疑者が被害者の心神喪失・抗拒不能状態の認識を欠いていた可能性を排斥できず）が挙げられたのは31件であり、その中で、被害者供述の信用性に疑問が残るとされなかったものは9件であった。また、法務省は、強制性交等罪の暴行・脅迫要件に関するもの（図表2の強制性交等（177条前段）事案の（c）、（d））の詳細な分析も行っているが、被害者供述の信用性に疑問が残るとされなかったものの中では、「被疑者が、被害者が同意していると誤信していた可能性を排斥できず」として嫌疑不十分と判断された件数が最も多かった（図表3参照）。

図表3 強制性交等（177条前段）の不起訴処分のうち暴行・脅迫要件に関する判断理由

○「暴行・脅迫があったと認めるに足りる証拠がない（c）137件」について

嫌疑不十分と判断された具体的な理由	件数
被害者供述の信用性に疑問が残るとされたもの	115件
被害者供述の信用性に疑問が残るとされなかったもの	22件
①被害者が同意していた可能性を排斥することができない	2件
②被疑者が同意を誤信していた可能性を排斥することができない	11件
①、②の両方	6件
①、②のいずれも挙げられていない ※1	3件

○「暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない（d）54件」について

嫌疑不十分と判断された具体的な理由	件数
被害者供述の信用性に疑問が残るとされたもの	28件
被害者供述の信用性に疑問が残るとされなかったもの	26件
①被害者が同意していた可能性を排斥することができない	2件
②被疑者が同意を誤信していた可能性を排斥することができない	20件
①、②の両方	1件
①、②のいずれも挙げられていない ※2	3件

※1 3件の中には、併せて「被疑者が犯人であることを認定するに足りる証拠がない」とされたもの、「暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない」とされたものがそれぞれ1件あった。

※2 3件の中には、併せて「暴行・脅迫の認定に難あり」とされたものが1件あった。

（出所）WG報告書（令2.3）33、34頁、WG報告書別紙11「性犯罪に係る不起訴事件調査」4、5頁より作成

これに関しては、「被害者の拒絶に気づかない無神経な加害者ほど免罪されてしまう」

⁵⁵ WG報告書（令2.3）34頁

⁵⁶ 宮田桂子・前掲脚注21、207頁

⁵⁷ 法務省性犯罪に関する刑事法検討会・前掲脚注22、10頁（弁護士上谷さくら委員意見）

等の批判があり、暴行・脅迫要件等の撤廃や不同意性交等罪の新設を求める意見の理由の1つにもなっている⁵⁸。これに対し、暴行・脅迫要件が不要とされれば、同意の有無や同意があったとの認識の有無等についてより一層争われることになり、それを見越して検察官が起訴を見送ったり、裁判所がより慎重な判断にならざるを得なくなった結果、実際に処罰される件数や割合が減少する可能性もあるとの意見がある⁵⁹。

また、国会審議では、検察は顔見知りの事件を起訴しない傾向があるのではないかとの指摘もされていたが⁶⁰、法務省の不起訴処分の調査では、被害者と被疑者の関係について、面識がなかったものが66件、事件前から何らかの関係があったものが308件と、事件前から面識があったものの不起訴処分が明らかに多い結果となった。その具体的な関係については、多い順に①出会ったばかりの者（87件）、②雇用主・勤務先の上司（26件）、③交際相手・元交際相手（25件）、④勤務先・アルバイトの先輩（11件）、⑤学校・部活動の先輩（6件）、母親の交際相手（6件）となっている⁶¹。

実態調査WGのヒアリングにおいても、「平成23年度の内閣府の調査でも、面識があった人からの被害は面識なしの4.5倍近い割合となっている。面識がある場合、加害者はその地位や関係性を利用して犯罪に及ぶので、全てというわけではないが、暴行や脅迫を用いる必要性がないのが実態ではないか」、「社会生活における上下関係がある場合には、地位・関係性を利用し、また、社会的には対等でも、不平等・非対等の関係性を作り出し、不同意の性交に追い込む場合があり、いわば「社会的抗拒不能」とでもいうべき状況がある」といった意見が出ている⁶²。

これらの指摘等を踏まえ、強化方針では、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について更に検討し、適切な対処を行うことと明記された⁶³。

（6）性被害に関する実態把握及びワンストップ支援センターの整備推進

附帯決議	六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第3次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。
対応状況	【法務省】 1. 第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究を実施し、その結果を犯罪白書等において公表してきた。 2. 令和元年秋に刊行した犯罪白書においては、平成30年の性犯罪を含む犯罪統計データを取りまとめて公表した。

⁵⁸ 小川たまか・前掲脚注32、80～81頁、第193回国会衆議院法務委員会議録第21号34～35頁（平29.6.7）

⁵⁹ 法務省性犯罪に関する刑事法検討会・前掲脚注22、6頁（弁護士金杉美和委員意見）

⁶⁰ 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号35頁（平29.6.7）

⁶¹ この調査は、被害者が複数の場合は被害者ごとに、被疑者が複数の場合は被疑者ごとに計上されているため、合計数が分析対象の性犯罪事件数（548件）と一致するものではない。また、このほかに被害者と被疑者の関係が不明であるものが13件あった（WG報告書別紙11・前掲脚注54、7頁）。

⁶² WG報告書（令2.3）47頁

⁶³ 強化方針3頁

3. 平成30年度から令和元年度にかけて実施した第5回犯罪被害実態（暗数）調査の結果について、性犯罪を含む性的な被害の調査結果を含めて、その概要を令和元年版犯罪白書において公表したほか、研究部報告⁶⁴として公表した。

4. 平成30年4月に設置した実態調査WGにおいて、各種調査・研究の進捗管理や、性犯罪等被害の実態把握のため、性犯罪被害者等からヒアリングを行うなどして、令和2年3月にWG報告書を公表した。

【警察庁】

第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）に基づき、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等の状況把握等を目的とした調査を実施し、平成30年5月に調査結果を公表した⁶⁵。

【内閣府】

1. 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用しつつ、ワンストップ支援センターの全都道府県設置を平成30年10月に達成した。

2. 令和元年度において、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」を実施し、令和2年3月に報告書を公表した⁶⁶。

（出所）法務省資料、警察庁資料、内閣府資料等より作成

附帯決議項目六における対応状況については、上記のとおり、既に関係省庁において性被害に関する各種調査が実施、公表されており、ワンストップ支援センター（以下「支援センター」という。）も、平成30年10月に全都道府県設置が達成されている。

一方で、実態調査WGのヒアリングでは、支援センターその他の被害者支援体制について、「急性期の支援のみならず、過去の被害の影響が慢性化した被害者を対象にした、中長期的な支援を担う機関、性被害直後からの中長期的な総合的支援が必要である」、「支援センターは各都道府県に1つでは足りず、例えば、電話相談でも1人からの相談をじっくり聞くことができるよう、予算・人材とも充実させる必要がある」、「性暴力・性犯罪被害者の回復を行うセンターを国が設置してほしい」、「病院拠点型のワンストップ支援センターの充実を図ってほしい」、といった意見が出ている⁶⁷。

このような実態調査WGにおける指摘や、内閣府の委託事業により令和元年度に実施された調査の結果等を踏まえ、強化方針では、図表4のような取組を行うことが明記された。

図表4 支援センターに関する主な対策強化方針（概要）

検討課題	具体的な施策の方針
支援センターにつながるた	<ul style="list-style-type: none"> ・全国共通短縮番号によるナビダイヤルの令和2年10月までの導入 ・ナビダイヤルの通話料無料化の令和4年度での実現に向けた検討 ・支援センターの広報周知、学校を通じた中高生への周知、地域の関係機関

⁶⁴ 法務総合研究所研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－」（令2.3）〈http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html〉

⁶⁵ 警察庁「平成29年度犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」（平30.3）〈<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>〉

⁶⁶ 令和元年度内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査」委託事業 株式会社リベルタス・コンサルティング「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」（令2.3）〈http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku.pdf〉

⁶⁷ WG報告書（令2.3）84頁

めの体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> への周知の徹底 ・SNS相談の令和3年度内からの通年実施に向けた検討・準備 ・メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用等の推進 ・夜間休日コールセンターの令和3年度中の設置に向けた検討・準備 ・各都道府県の実情に応じた支援センター等の増設についての検討
地域における被害者支援の中核的組織としての体制充実、関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・病院に支援センターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携 ・都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所等地域の関係機関との連携強化を図るため、国レベルでの検討を行うための協議の場を設置（令和2年度内に一定の結論を得て推進） ・地域の関係機関間連携を強化するコーディネーターの配置・常勤化及び事務職員の配置による支援センターの体制強化 ・相談員、行政職員、医療関係者に対する研修の継続、センター長やコーディネーターに対する令和3年度から新たな研修の実施を検討 ・オンライン研修教材の開発・提供（令和2年度から）
中長期的な支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・トラウマに対応できる医師等専門職の育成、福祉部局等との連携 ・婦人保護施設における性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援の推進 ・同伴児童への学習支援の推進
被害者の医療費負担等の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の医療費負担軽減につき、所在する都道府県外での被害への支援についての取扱いの整理（令和2年度中に） ・性被害等児童の監護者へのケアも含めるなど医療費支援の対象の検討 ・中長期を含め、医療等に対する被害者負担の更なる軽減についての検討

（出所）強化方針4～7頁より作成

（7）起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討

附帯決議	七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。
対応状況	【法務省】【警察庁】（検討中） 協議・意見交換の場として、平成29年3月、法曹三者及び警察庁が参加する「刑事手続に関する協議会」を立ち上げ、附帯決議の趣旨を踏まえ、その幹事会において意見交換を行っているところである。

（出所）法務省資料、警察庁資料より作成

附帯決議項目七は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）（以下「刑訴法改正法」という。）附則第9条第3項に規定する起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置の検討について、起訴状に被害者の氏名を記載することで被害者の氏名が被告人に知られることになり⁶⁸、被告人から被害者への再被害の危険が増すおそれがある。

⁶⁸ 刑事訴訟法第256条第3項は、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と規定しており、起訴状や判決書に被害者の氏名を必ず記載しなければならないとはされていないが、実務上記載するのが通常である（WG報告書（令2.3）65頁）。起訴状は、遅滞なくその謄本が被告人に送達される（同法第271条第1項、刑事訴訟規則第176条）ため、起訴状に記載された内容は、被告人に秘匿することはできない。なお、訴因の特定が不十分であるとして「公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき」に該当する場合には、公訴棄却の判決を受ける（同法第338条第4号）。

るとの指摘を踏まえて検討することを求めるものである。

起訴状等における被害者の氏名秘匿については、平成26年9月に法制審議会から法務大臣に答申された「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」の中で、「今後の課題」とされ、「起訴状や判決書における被害者の氏名の秘匿については、被害者の保護と被告人の防御権との調整の問題として早急に解決しなければならないと、制度的な措置を講じることを検討すべきであるとの意見があった一方で、起訴状や判決書については、被害者の氏名を必ず記載しなければならないとはされておらず、個別の事案ごとの柔軟な運用によって対処すべきであり、引き続き運用の状況を見守りつつ慎重な検討をすべきであるとの見解もあったところである。」とされた⁶⁹。その後、刑訴法改正法附則第9条第3項の検討に資するため、平成29年3月から、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び警察庁が参加する「刑事手続に関する協議会」及びその下に置かれた幹事会が計16回開催され、起訴状等における被害者の氏名秘匿についても議論が続いている⁷⁰。

起訴状等における被害者の氏名秘匿に関する裁判例として、平成26年の水戸地裁土浦支部決定⁷¹及び平成28年の福岡高裁宮崎支部判決⁷²では、被害者の氏名は判明している限り、起訴状の公訴事実の実名を記載するのが原則としつつ、被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う「現実的危険性」が認められる場合や、「具体的な支障」が生じた場合を、被害者の氏名秘匿の重要な要件としているとされる⁷³。これらの要件に対しては、被害者特定事項について被告人に知られないようにすることができる場合について定める刑事訴訟法第299条の3の要件⁷⁴と比べて明らかに狭く、高いハードルを設けているとの批判や、被害者保護の政策的観点から、より広く被害者氏名の秘匿が許容されるべきとする意見がある⁷⁵。また、このような裁判例があることを理由に、起訴状において被害者名を不記載となし得ることを明文化することが望ましいとの意見がある⁷⁶。

⁶⁹ 法制審議会第173回会議（平26.9.18）配布資料1〈<http://www.moj.go.jp/content/001127393.pdf>〉12頁。本答申がされた経緯は、平成23年5月、法務大臣から、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について諮問がなされたのを受け、法制審議会の下に設置された「新時代の刑事司法制度特別部会」において、約3年間の調査審議を経て、平成26年7月に答申案が取りまとめられ、同年9月の法制審議会第173回会議において、同答申案をもって答申とすることとされたというものである。

⁷⁰ WG報告書（令2.3）66頁

⁷¹ 水戸地方裁判所土浦支部平成26年2月18日決定（公刊物未掲載、初澤由紀子「起訴状の公訴事実における被害者の氏名秘匿と訴因の特定について」『慶應法学』第31号（2015.2）250～251頁）

⁷² 福岡高等裁判所宮崎支部平成28年6月30日判決（公刊物未掲載、齋藤実「論説：訴因の特定と起訴状における被害者氏名の秘匿」『学習院法務研究』第13号（2019.1）173～174頁）

⁷³ 齋藤実・前掲脚注72、175頁

⁷⁴ 刑事訴訟法第299条の3は、検察官が、弁護人に対し、証拠を閲覧する機会等を与えるに当たり、「被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。」と規定している。

⁷⁵ 初澤由紀子・前掲脚注71、253～254頁、齋藤実・前掲脚注72、175～176頁

⁷⁶ 吉沢徹「起訴状における被害者氏名の不記載の可否」『臨床法務研究』21巻（2018.9）15～16頁

(8) 性犯罪被害児童に対する事情聴取等に関する配慮

附帯決議	八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。
対応状況	<p>【法務省】 1. 児童が被害者である性犯罪事件等については、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の確保の観点から、検察庁、警察及び児童相談所の担当者と当該児童からの聴取の方法等について協議を行い、その代表者が児童から聴取をするなどの取組を実施しており、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしているところ、検察庁では、被害児童の負担軽減、被害回復や再被害防止に向けた取組に適切に対応するため、児童聴取室設備や人的体制等の整備を図っている。 2. 検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、心理学上の知見を有する研究者等による児童の聴取方法に関する講義を実施するなどし、今後も、同様の講義等を実施する予定である。</p> <p>【警察庁】 警察では、事案の内容に応じ、検察及び児童相談所と早期に情報共有し、代表者による聴取を含めた聴取方法について検討・協議するとともに、警察職員に対して被害児童からの客観的聴取技法の講義を実施するなど、被害児童の心情や特性に配慮した取組を推進している。</p> <p>【厚生労働省】 被害児童が繰り返し事情を聴かれることによる二次被害を防止して、その負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進している。</p>

(出所) 法務省資料、警察庁資料、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(第102回)(令元.9.25) 参考資料「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和2年度予算概算要求等について(総括表)(暴力部分抜粋) 2頁、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)の平成30年度取組状況」(令元.5.24) 50頁等より作成

附帯決議項目八は、改正法により監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されることに伴い、性犯罪被害児童に対し、心身の負担を軽減しつつ、児童の心情や特性を理解した事情聴取を行うための取組の一層の推進を求めたものである。

検察庁は、平成27年10月から、児童が被害者である性犯罪事件等について、警察及び児童相談所の担当者と当該児童からの聴取の方法等について協議を行った上で、その代表者が児童から聴取をするなどの「代表者聴取」の取組を進めている⁷⁷。

⁷⁷ 法務省ホームページ「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日最高検察庁刑事部長通知) <http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00008.html>。平成30年7月には、代表者聴取の取組に関し、検察、警察及び児童相談所との情報共有の強化に関する通知も発出されている(同省ホームページ「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」(平成30年7月24日最高検察庁刑事部長、公判部長通知) <http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00009.html>)。なお、平成27年10月から同31年3月までの代表者聴取の実施件数は、計2,602件である(WG報告書(令2.3) 63頁)。

この代表者聴取については、取組の推進や機動力に関して地域差があるとして、各都道府県における取組の状況の調査を求める意見がある⁷⁸。また、実態調査WGのヒアリングでは、「司法面接がうまくいかなくて起訴ができなかったという事案を何件か経験している。日本の刑事司法制度に合った面接の方法が検討されるといい」、「学校における被害の場合には、学校、教育委員会、検察・警察、場合によっては児童相談所を含めた多機関連携で、いわゆる司法面接を行う必要がある」、「反対尋問は憲法上の権利なのでやらざるを得ないとしても、子どもが被害者である場合は、せめて主尋問だけでもしなくて済むように、司法面接の録音・録画を公判で利用できるようにしてほしい」、「司法面接は、専門機関による信用できる聴取方法で行われていることを理由に、刑事訴訟法321条4項⁷⁹で証拠採用されるべきである」、「現在子どもについて行われている司法面接を障害者にも拡大すべきである」等の意見が出ている⁸⁰。

これらの指摘を踏まえ、強化方針では、児童や障害のある被害者からの聴取を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について更に検討し、適切な対処を行う旨明記された⁸¹。

(9) 性犯罪加害者に対する効果的な再犯防止対策の実施

附帯決議	九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。
対応状況	<p>【法務省】</p> <p>1. 性犯罪受刑者の再犯状況に係るデータを蓄積し、性犯罪再犯防止の処遇効果の検証を行っている。</p> <p>2. 性犯罪再犯防止指導で使用する受刑者用テキストや指導担当者用マニュアルについて指導の実施状況を踏まえて見直しを行っており、更に効果的な指導を実施することとしている。</p> <p>3. 刑期が短い受刑者やプログラムの受講意欲に乏しい受刑者への対策を講じるなど、プログラムの実施体制の更なる充実を図っている。</p> <p>4. 刑事施設と更生保護官署との間で、性犯罪者処遇プログラムに係る情報を相互に引き継ぎ、処遇上の連携を図ることにより、施設内と社会内で一貫した指導を実施している。</p> <p>5. 矯正局と保護局が合同で、令和元年8月、外部有識者を構成員とした「性犯罪者処遇プログラム検討会」を設置し、刑事施設及び保護観察所における現行の性犯罪者処遇プログラムの課題と更なる充実の方向性や、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について検討を行っている。</p>

⁷⁸ 第102回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会議事録（令元.9.25）26～27頁

⁷⁹ 刑事訴訟法第321条第4項は、「鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。」と規定し、同条第3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第1項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。」と規定している。

⁸⁰ WG報告書（令2.3）64～65頁

⁸¹ 強化方針3頁

6. 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、指導者育成や効果検証の観点を含め実施状況を把握し、効果的な指導の在り方を検討している。

【警察庁】

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該者の所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該者の同意を得た上で面談を行うなど⁸²、再犯防止に向けた措置を推進している。

(出所) 法務省資料、警察庁資料、WG報告書(令2.3) 82頁等より作成

附帯決議項目九は、性犯罪対策においては、加害者が社会復帰した際に再び罪を起こさないような体制づくりも重要であるという観点から、政府に対し、加害者に効果的な再犯防止策を講ずるよう求めるものである。

法務省は、刑事施設及び保護観察所において性犯罪加害者に専門的な再犯防止処遇プログラムを実施しているが、その受講者は非受講者に比べて再犯可能性が低いとの検証結果が出ている⁸³。ただし、罪種別に見ると、再犯率の差は刑期が比較的長い強姦事犯では顕著であった一方、強制わいせつ・迷惑行為防止条例違反では効果の統計的な裏付けは得られなかったため、そのような刑期の短い受刑者の指導内容等が今後の検討課題とされている⁸⁴。

一方、刑事施設における性犯罪再犯防止指導が全ての性犯罪加害者に施されるわけではないことや、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、仮釈放者には受講が遵守事項として科される場合が多いものの満期出所者にはそのような機会が与えられないことから、より多くの性犯罪加害者への再犯防止プログラムの受講推進を求める意見がある⁸⁵。

実態調査WGのヒアリングでは、「性的嗜好から犯罪に及んでいる場合には、広く、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の対象としてもらいたい」、(保護観察所における性犯罪施策は)「マンパワーとトレーニング不足が課題」、「施設内における取組と社会内における取組の一貫性が重要」といった意見や、性犯罪加害者の再犯防止に関し、諸外国の制度等を踏まえ、ホルモン治療、薬物療法、GPS追跡装置による監視などの活用例に関する紹介があった⁸⁶。

これらの指摘等を踏まえ、強化方針では、性犯罪者に対する再犯防止策の更なる充実に向けた施策として、①刑事施設及び保護観察所における認知行動療法を活かした専門的プ

⁸² 平成29年7月13日警察庁丙生企発第71号ほか「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について(通達)」

⁸³ 受刑者の調査では、平成24年1月～26年12月の間に出所した者で性犯罪再犯防止指導の受講が必要とされていた1,980人を対象とし、受講者1,444人と非受講者324人の出所後の3年間の再犯状況を比較したところ、性犯罪の再犯率は、非受講者が22.5%に対し、受講者は15.0%と7.5ポイント低かった。また、平成26年に保護観察を開始した性犯罪類型の仮釈放者と執行猶予者1,198人を対象とし、性犯罪者処遇プログラムのコア・プログラム受講者901人と非受講者297人を比較したところ、平成31年3月末日までの再犯率は、非受講者が26.2%に対し、受講者は15.1%であった(WG報告書(令2.3) 71～72、77～79頁)。

⁸⁴ 『日本経済新聞』夕刊(令2.3.27)、『毎日新聞』(令2.3.28)、WG報告書(令2.3) 72頁

⁸⁵ 宮田桂子・前掲脚注21、210頁、男女共同参画会議・前掲脚注29、株式会社フジテレビジョン総務局CSR推進部部長木幡美子委員意見

⁸⁶ WG報告書(令2.3) 73～74、80～82頁

プログラムの更なる拡充の検討、②刑事施設において、地方公共団体の求めに応じて、子供を被害者とする性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえ、必要な体制ができた地方公共団体に対し、出所者に関する情報を含めた必要な情報提供ができることの明示、③仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付け等について、諸外国の法制度等を把握した上での2年程度を目途とした検討について明記された⁸⁷。

3. おわりに

改正法は、性犯罪が、被害者の心身に多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であり、厳正な対処が求められているところ、現行の罰則では適正な処罰が困難な場合があること等から、性犯罪の実状等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするという趣旨で制定されたものである⁸⁸。性犯罪被害者やその支援者等からは、法律が変わっても実務が変わらなければ被害者の救済にも加害者への適正な処置にもならないとして⁸⁹、改正法の趣旨に則った運用の徹底が求められていたが、附帯決議はそれも含めた性犯罪施策全般に関する指摘を具現化したものであった。政府及び最高裁判所は、附帯決議に対して前述2に記載するとおりの取組を行ってきたが、依然として、附帯決議の内容を含む性犯罪施策をめぐる課題を指摘する声はやまず、今般の強化方針取りまとめに至った。なお、附帯決議には特段盛り込まれていなかったが、性被害を未然に防ぐための教育・啓発の必要性も多く指摘されていたところ⁹⁰、強化方針では、その点についての施策も明記された。具体的には、「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」と題して、子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進、学校等における教育や啓発の内容の充実、学校等で相談を受ける体制の強化、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分、社会全体への啓発に関する施策について明記している⁹¹。

強化方針では、「性犯罪・性暴力の根絶は待ったなしの課題」と位置付け、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とする区切りを設けている。省庁横断的な連携により、被害の実態に即した性犯罪に係る施策がスピード感を持って効果的に推進されるよう期待したい。

（うちだ あやこ）

⁸⁷ 強化方針3頁。なお、GPS機器の装着については、社会的孤立や経済的困窮を強めるだけで、再犯を防ぐ効果はほとんど期待できず、人権侵害にもつながり、逆効果になりかねない旨の意見がある（『朝日新聞』（令2.6.12）（国学院大学甘利航司教授意見））。

⁸⁸ 松田哲也ほか・前掲脚注35、219～220頁

⁸⁹ 後藤弘子「性犯罪規定の改正が意味するもの」『現代思想』第46巻第11号（2018.7）83頁

⁹⁰ WG報告書（令2.3）83、86～87頁、法務省性犯罪に関する刑事法検討会・前掲脚注22、5頁（弁護士金杉美和委員意見）等

⁹¹ 強化方針7～11頁